

平成28年第4回(12月)三郷町議会  
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成28年12月2日																						
招 集 場 所	三郷町議会議場																						
開 会 (開 議)	平成28年12月2日 午前9時31分宣告(第1日目)																						
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神崎 静代</td> <td>2番 久保 安正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真紀</td> <td>4番 兼平 雄二郎</td> </tr> <tr> <td>5番 先山 哲子</td> <td>6番 佐野 英史</td> </tr> <tr> <td>7番 木谷 慎一郎</td> <td>8番 辰己 圭一</td> </tr> <tr> <td>9番 山田 勝男</td> <td>10番 深木 健宏</td> </tr> <tr> <td>11番 伊藤 勇二</td> <td>12番 下村 修</td> </tr> <tr> <td>13番 高岡 進</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神崎 静代	2番 久保 安正	3番 南 真紀	4番 兼平 雄二郎	5番 先山 哲子	6番 佐野 英史	7番 木谷 慎一郎	8番 辰己 圭一	9番 山田 勝男	10番 深木 健宏	11番 伊藤 勇二	12番 下村 修	13番 高岡 進									
1番 神崎 静代	2番 久保 安正																						
3番 南 真紀	4番 兼平 雄二郎																						
5番 先山 哲子	6番 佐野 英史																						
7番 木谷 慎一郎	8番 辰己 圭一																						
9番 山田 勝男	10番 深木 健宏																						
11番 伊藤 勇二	12番 下村 修																						
13番 高岡 進																							
欠 席 議 員	なし																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>梶 井 博 之</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>山 野 一 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>西 村 敦 司</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>酒 田 昌 和</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>窪 順 司</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>清 水 信 義</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	梶 井 博 之	教 育 長	山 野 一 明	総 務 部 長	池 田 朝 博	環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司	健 康 福 祉 部 長	大 西 孝 浩	水 道 部 長	酒 田 昌 和	教 育 部 長	窪 順 司	会 計 管 理 者	清 水 信 義	総 務 課 長	渡 瀬 充 規	企 画 財 政 課 長	加 地 義 之
町 長	森 宏 範																						
副 町 長	梶 井 博 之																						
教 育 長	山 野 一 明																						
総 務 部 長	池 田 朝 博																						
環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司																						
健 康 福 祉 部 長	大 西 孝 浩																						
水 道 部 長	酒 田 昌 和																						
教 育 部 長	窪 順 司																						
会 計 管 理 者	清 水 信 義																						
総 務 課 長	渡 瀬 充 規																						
企 画 財 政 課 長	加 地 義 之																						

行政委員	<p>教育委員会委員長 鶴丸 浩</p> <p>代表監査委員 瓜生 英明</p> <p>農業委員会副会長 岡田 哲夫</p> <p>選挙管理委員会委員長 田淵 友一</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 内匠 紀一郎</p> <p>公平委員会委員長 藤原 佑二</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大内 美香</p> <p>議会事務局長補佐 小村 雄一</p>
町長提出議案の題目	<p>議案第57号 平成28年度三郷町一般会計補正予算(第4号)</p> <p>議案第58号 平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第59号 平成28年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第60号 平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第61号 三郷町農業委員会の委員の定数等に関する条例の制定について</p> <p>議案第62号 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について</p> <p>議案第63号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第64号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第65号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第67号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第68号 三郷町税条例の一部改正について</p> <p>議案第69号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>議案第70号 三郷町公共施設整備基金条例の一部改正について</p> <p>議案第71号 三郷町文化センター条例の一部改正について</p> <p>議案第72号 三郷町スポーツセンター条例の一部改正について</p> <p>議案第73号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第74号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p>



平成 2 8 年 第 4 回 ( 1 2 月 )  
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 2 8 年 1 2 月 2 日  
午 前 9 時 3 1 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算 ( 第 4 号 )
- 第 4 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 5 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算( 第 2 号 )
- 第 6 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )
- 第 7 議案第 6 1 号 三郷町農業委員会の委員の定数等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 2 号 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 3 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 6 5 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 6 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 6 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 6 8 号 三郷町税条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 6 9 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 7 0 号 三郷町公共施設整備基金条例の一部改正について
- 第 1 7 議案第 7 1 号 三郷町文化センター条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 7 2 号 三郷町スポーツセンター条例の一部改正について
- 第 1 9 議案第 7 3 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第 2 0 議案第 7 4 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 1 議案第 7 5 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 2 2 議案第 7 6 号 奈良広域水質検査センター組合への加入について
- 第 2 3 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事（開運橋）（社会資本総合整備事業）請負変更契約の締結について
- 第 2 4 報告第 9 号 訴えの提起についての専決処分の報告について
- 第 2 5 報告第 1 0 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 2 6 報告第 1 1 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 7 提案理由の説明
- 第 2 8 発議第 5 号 国民健康保険への 3 4 0 0 億円の公費投入実施と子どもの医療費等助成に係る国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書
- 第 2 9 一般質問

開 会 午前 9 時 3 1 分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 2 8 年第 4 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

〔諸般の報告〕

議長（高岡 進） まず、諸般の報告をいたします。

選挙管理委員会 岡嶋雅司委員長の後任といたしまして、本年 1 1 月 1 日から田淵友一委員長が就任されておりますので、ご報告し、ご本人よりご挨拶をいただきます。

選挙管理委員会委員長（田淵友一） ただいま紹介にあずかりました田淵友一と申します。岡嶋前委員長が築かれました堅実で公平な選挙管理委員会の運営をこれからも心がけたいと存じております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（高岡 進） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議会運営委員会 先山哲子委員長から報告を受けます。

委員長（先山哲子）（登壇） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

三郷町議会の申し合わせ事項といたしましては、意見書は議会運営委員会までに提出しなければならないと決められておりますが、1 1 月 2 5 日に開会いたしました委員会において、情報を知り得たのが数日前で、意見書案がまだ作成されていないが、内容が三郷町にとりましては有効であること、また予算のこともあるので、3 月議会の上程では間に合わないということから、本会議前に再度、委員会を開会いたしました。

協議の結果、意見書の取り扱いを文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

意見書と付託表については、机に配付されておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（高岡 進） 議会運営委員会の報告を受けましたが、今回の意見書の件は、三郷町議会の申し合わせ事項に外れたことであり、内容、提出時期等を協議して認められましたが、今後は十分注意していただくようお願いいたします。

諸般の報告は以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第60号によりまして、平成28年第4回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、議決案件21件、報告案件3件の計24件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、5番、先山哲子議員、6番、佐野英史議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月9日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月9日までの8日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） この際、日程第3、「議案第57号、三郷町一般会計補正予算（第4号）」から日程第26、「報告第11号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 議案第57号 平成28年度三郷町一般会計補正予算（第4号）

日程第 4 議案第58号 平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 5 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算  
( 第 2 号 )
- 日程第 6 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 ( 第  
3 号 )
- 日程第 7 議案第 6 1 号 三郷町農業委員会の委員の定数等に関する条例の制  
定について
- 日程第 8 議案第 6 2 号 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 3 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につい  
て
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号 三郷町税条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 9 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 三郷町公共施設整備基金条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 三郷町文化センター条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 7 2 号 三郷町スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 7 3 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ  
ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法  
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 7 4 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備  
及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 2 1 議案第 7 5 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変

更について

- 日程第 2 2 議案第 7 6 号 奈良広域水質検査センター組合への加入について  
日程第 2 3 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工  
事(開運橋)(社会資本総合整備事業)請負変更契約  
の締結について  
日程第 2 4 報告第 9 号 訴えの提起についての専決処分の報告について  
日程第 2 5 報告第 1 0 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について  
日程第 2 6 報告第 1 1 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(高岡 進) ありがとうございます。日程第 2 7、ただいま朗読の議案につ  
いて、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長(森 宏範)(登壇) それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に  
提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「議案第 5 7 号、平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算(第 4 号)」  
についてであります。

既決予算に 8,680 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 9 億 2  
0 7 万 2,000 円とするものであります。

人事院勧告に伴う職員等の給料・手当等の改正や人事異動に係る人件費及び臨  
時職員の賃金等を除き、歳出から主な内容を説明申し上げます。

まず、総務費では、6 月定例会の補正予算で計上させていただきました熊本地  
震に伴う支援員の派遣費用と同様、今回の鳥取県中部地震におきましても、本町  
の復興支援の一環として、家屋被害支援業務員と税務職員を派遣する費用として、  
一般管理費で 2 4 万 3,000 円を計上するものであります。

次に、勢野北部土地区画整理事業に係る損失補償履行請求事件が本年 9 月 2 8  
日に和解成立したことから、弁護士委託料として、諸費で 5 4 0 万円を計上する  
ものであります。

次に、民生費では、9 月定例会の補正予算でも計上させていただきましたが、  
国の地域介護・福祉空間整備推進事業に基づく介護ロボット導入費用につしまし  
て、今般、国の補助要綱の改正により対象要件が緩和され、町内事業所より追加  
申請があったことから 9 2 万 7,000 円を、また後ほど説明いたします介護保

険特別会計の補正に伴う繰出金 478万7,000円を、老人福祉総務費で571万4,000円を追加するものであります。

次に、身体障害者への補装具給付におきまして、申請件数が当初の見込みを上回ったことから、障害者（児）福祉費で200万円を追加するものであります。

次に、臨時福祉給付金事業といたしまして、低所得者1人につき1万5,000円の経済対策臨時福祉給付金を支給することから、7,400万円を計上するものであります。

次に、保育士の業務負担軽減を図るため、国による私立保育園を対象とした業務効率化推進事業補助金が設立され、町内の私立保育園がこの制度を活用し、保育関係システムを設置することから、児童福祉総務費で100万円を計上するものであります。

次に、土木費では、後ほど説明いたします下水道事業特別会計の補正に伴う同会計への繰出金を103万6,000円減額するものであります。

次に、教育費では、ICT教育環境整備として、小中学校へ電子黒板、書画カメラ、タブレットの導入を本年度より3年計画で進めておりますが、次年度から中学校建替事業に伴い、生徒への仮設校舎での教育環境も鑑み、電子黒板と書画カメラを前倒しで導入するため、教育振興費で172万9,000円を追加するものであります。

なお、職員の人件費に関しましては、本年8月に人事院が給料月額を平均0.2%、勤勉手当を0.1カ月分、それぞれ引き上げる勧告を行い、10月には奈良県人事委員会においても人事院勧告に準拠した内容での勧告が行われました。本町でも国・県の勧告内容と同様に、職員の給料月額、勤勉手当の改正を行うとともに、議会議員を初め町長、副町長、教育長の期末手当の改正も踏まえ、それぞれの科目において補正予算を計上したもので、人事異動に係る人件費の変動分も合わせ、一般職の給与で902万3,000円を減額する一方、特別職を含め手当等で1,083万9,000円を増額するとともに、共済費につきましては、特別職も含め449万6,000円を減額するものであります。

一方、歳入では、歳出で説明いたしました身体障害者補装具給付費の増額に伴い、国庫負担金で100万円を、県負担金で50万円をそれぞれ増額するものであります。

また、国庫補助金といたしまして、臨時福祉給付金で7,400万円を、地域

介護・福祉空間整備推進交付金で92万7,000円を、保育対策総合支援事業補助金で75万円をそれぞれ計上するとともに、財政調整基金繰入金を962万4,000円増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第58号、平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算から103万6,000円を減額し、補正後の予算総額を8億8,063万7,000円とするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正を計上したものであります。

歳出では、下水道総務費で12万3,000円を、公共下水道事業費で91万3,000円をそれぞれ減額するもので、歳入では、一般会計繰入金で103万6,000円を減額するものであります。

続きまして、「議案第59号、平成28年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に2,760万4,000円を追加し、補正後の予算総額を29億6,369万4,000円とするものであります。

内容といたしましては、歳出では、本会計で負担する拠出金の見込額が当初予算額を上回ることから、高額医療費共同事業拠出金で1,474万1,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で1,286万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、各拠出金の増額に伴いまして、国庫負担金、県負担金でそれぞれ368万5,000円を、共同事業交付金で2,023万4,000円を増額するものであります。

続きまして、「議案第60号、平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算に2,377万7,000円を追加し、補正後の予算総額を18億5,582万2,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、介護保険制度改正に伴う介護システム改修及び国保連合会とのネットワークの高速化に係る経費として、一般管理費で158万3,000円を計上するものであります。また、保険給付費におきまして、執行見込額が当初予算額と比較して増減することから、居宅介護サービス給付費で

5,840万3,000円を減額する一方、地域密着型介護サービス給付費で7,997万6,000円を、介護予防福祉用具購入費で25万3,000円を、高額介護サービス費で858万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、介護保険システム改修に伴い、国庫補助金で59万6,000円を、また、保険給付費の増減に伴いまして、国庫負担金で608万1,000円、支払基金交付金で851万3,000円、県負担金で380万円を一般会計繰入金で478万7,000円を、それぞれ追加するとともに、歳出での基金積立金を821万3,000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第61号、三郷町農業委員会の委員の定数等に関する条例の制定について」であります。

本条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が選挙制と市町村長の任命制の併用から市町村長の任命制に変更となったことから、従来の選挙による委員定数に関する条例を廃止し、新たに定数等を定めるものであります。

また、本条例による新たな農業委員につきましては、農地等の利用の最適化を積極的に推進する業務等の役割を担うことになることから、報酬を引き上げる改正を同時に行うものであります。

なお、施行期日の公布の日からとし、現農業委員の任期満了の日まで報酬について経過措置を設けるものであります。

続きまして、「議案第62号、三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について」であります。

議員各位もご承知のとおり、テレワーク事業を推進し、町内への移住促進につながるため、昨日、JR三郷駅前にサテライトオフィスを開設したところであります。同施設の利用促進を図るため、今年度中は使用料等を無料にしているところでありますが、次年度より有料とするため、改めてオフィススペースやブーススペース、駐車場等の使用料等を定めるため、本条例を改正するものであります。

なお、施行期日は平成29年4月1日とするものであります。

続きまして、「議案第63号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、「議案第64号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び「議案第65号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」につき

ましては、関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の特別職の給与が改定されることに鑑み、議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本年12月の期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げ、1.75カ月分とするものであります。また、来年度以降の期末手当につきましては、その0.1カ月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05カ月分に振り分け、6月期を1.55カ月分、12月期を1.7カ月分とし、平成29年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与が改定されることから、一般職の職員の給与月額、勤勉手当及び扶養手当を改めるものであります。

内容といたしましては、給料月額を平均0.2%引き上げるとともに、本年12月の勤勉手当を0.1カ月分引き上げ0.9カ月分とするものであります。また、来年度以降につきましては、勤勉手当引き上げ分の0.1カ月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05カ月分に振り分け、0.85カ月分とするものであります。また、平成29年度から30年度にかけて、配偶者に係る扶養手当額を現行の1万3,000円から6,500円に段階的に引き下げるとともに、子に係る扶養手当額を現行の6,500円から1万円まで段階的に引き上げるため、所要の改正を行い、平成29年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い、国家公務員の休暇制度の改定が行われることから、一般職の職員の介護休暇制度を改めるものであります。

内容といたしましては、職員が要介護者の介護をするために取得できる介護休暇の期間を3回まで分割して請求できるようにするとともに、連続する3年の期間内に1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる介護時間を新設し、平成29年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第68号、三郷町税条例の一部改正について」及び「議案第

69号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」、これらの議案につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例の改正につきましては、日本と台湾の間で二重課税を回避する等の措置を講ずるために締結された租税取決めに基づき、所得税法等の一部が改正されたことにより、文言整理等、所要の改正を行い、平成29年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第70号、三郷町公共施設整備基金条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、勢野北部土地区画整理組合に係る損失補償により財源不足が見込まれるとともに、今後の大きな行政需要への対応も考慮し、同基金を取り崩して財源を確保できるよう所要の改正を行い、平成29年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第71号、三郷町文化センター条例の一部改正について」及び「議案第72号、三郷町スポーツセンター条例の一部改正について」、これらの議案につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例の改正につきましては、利用者がより一層利用しやすくするため、各施設の使用時間区分及び使用料の改定を行うものであります。

内容といたしましては、使用時間区分について、現行、午前1区分、午後2区分となっているものを、一部施設を除き、午後を3区分に分割して利用できることとし、各使用料を定めるため、所要の改正を行い、平成29年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第73号、三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、本条例における国の基準が改正されたことに伴うものであります。

内容といたしましては、介護予防認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置義務を設ける等、国の基準に合わせて規定するため、所要の改正及びその他の文言整理を行い、公布の日

から施行するものであります。

続きまして、「議案第74号、三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、本条例における国の基準が改正されたことに伴うものであります。

主な内容といたしましては、地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、その人員、設備、運営等について国の基準に合わせて規定するため、所要の改正及びその他の文言整理を行うものであります。

なお、事業者が整備する記録の保存については、国基準ではサービス完結の日から2年間とされていますが、本町では他の介護事業にあわせ、サービスの提供の日から5年間と定め、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第75号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について」であります。

本案については、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、西和衛生試験センター組合が平成29年3月31日付をもって解散されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び規約の一部を改正することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第76号、奈良広域水質検査センター組合への加入について」であります。

本案については、西和衛生試験センター組合が平成29年3月31日付をもって解散されることに伴い、水道水質検査等の事務を共同処理するため、平成29年4月1日から新たに本町を含む西和7町が同組合に加入することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第77号、平成28年度橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事(開運橋)(社会資本総合整備事業)請負変更契約の締結について」であります。

本案につきましましては、橋梁長寿命化修繕事業に伴う開運橋の補修工事におきまして、調査の結果、補修箇所の増加及び補修工法の変更が生じたことから、請負変更契約を締結するもので、当初の契約金額8,103万9,960円に851

万 2 , 5 6 0 円を増額し、変更後の契約金額を 8 , 9 5 5 万 2 , 5 2 0 円とする  
ものであります。

次に、「報告第 9 号、訴えの提起についての専決処分の報告について」でありま  
す。

本件につきましては、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、専決処分  
した訴えの提起について報告するものであります。

内容といたしましては、町営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、当該  
住宅の明渡し及び未払金を請求するため、本年 9 月 2 7 日付で専決処分を行い、  
奈良地方裁判所へ訴訟提起したものであります。

続きまして、「報告第 1 0 号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告につい  
て」であります。

本件につきましては、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき専決処分し  
た損害賠償の額の決定について報告するものであります。

内容といたしましては、本年 6 月 6 日及び 8 月 1 日に発生した公用車と自動車  
及び自転車との接触事故に係る損害賠償で、それぞれ 1 3 万 7 , 5 0 0 円、 6 万  
3 , 2 5 8 円の賠償金を支払うことで示談が成立したものであります。

最後に、「報告第 1 1 号、寄附の受け入れについて」であります。

大阪市在住の浅岡弘風様から額入りの書「用を節して人を愛す」を文化振興事  
業としてご寄附いただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、役場  
に来られる皆様にごらんいただけるよう、役場正面玄関前階段の踊り場に飾らせ  
ていただきました。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。

慎重審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第 2 8、「発議第 5 号、国民健康保険への 3 4 0 0 億円の公費  
投入実施と子どもの医療費等助成に係る国庫負担減額調整措置の廃止を求める意  
見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第 5 号、平成 2 8 年 1 2 月 2 日、三郷町議会議長 高岡 進様。

国民健康保険への 3 4 0 0 億円の公費投入実施と子どもの医療費等助成に係る

国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 神崎静代。賛成者 久保安正、南 真紀。

平成29年度の国の予算編成作業が大詰めを迎えている中、政府が国民健康保険制度への平成29年度の財政支援を減額する方向で調整に入ったという報道がなされました。

このことについて国保中央会など国保関係9団体は、11月17日、国保制度改革強化全国大会を開き、国保中央会の岡崎誠也会長（高知市長）は主催者あいさつで、国保への3400億円の公費投入に関し、「国と地方の協議の場において決められた約束事項で国自らが約束をたがえることは到底容認できない」と述べました。また、地方自治体が実施する子どもの医療費等助成に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置についても、地方にのみ責任を負わせる不合理なものとして、直ちに廃止するよう求めました。

全国知事会も11月21日、「平成29年度以降の3400億円の財政支援拡充を前提条件として、国民健康保険制度改革に合意し、平成30年度からの財政運営を引き受けることとしたものである。国においては、これらの経緯を踏まえて、財政支援拡充を確実に実行すること」、また、「子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置は一億総活躍に向けた地方自治体の懸命な取組を阻害するものであり、直ちに廃止する」ことを政府に要請しました。

これらを踏まえ、三郷町議会も政府に下記のことを強く求めます。

#### 記

1、消費税増税が再延期されるが、国民健康保険の基盤強化のため、平成27年1月13日の社会保障制度推進本部決定を踏まえた国と地方の「議論のとりまとめ」に沿った財政支援の拡充である平成29年度からの毎年3400億円の公費投入は遅滞なく確実に実施すること。

1、地方自治体が子ども・重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して現物支給による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置は直ちに廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2016年12月、奈良県三郷町議会。

提出先 財務大臣、厚生労働大臣、内閣総理大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいまの朗読の発議第5号について、提案理由の説明を求めます。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、提案理由の説明をいたします。

意見書の中にも書いてありますけれども、2017年度の国の予算編成が大詰めを迎える中、国民健康保険制度への財政支援を減額する方向で調整に入ったという報道がなされました。

国民健康保険の基盤強化のため、2017年度から毎年3,400億円の財政支援をするというのは、2015年1月13日の社会保障制度推進本部決定を踏まえた国と地方の議論の取りまとめ、国と地方の約束事項です。全国知事会も、2017年度から毎年3,400億円の財政支援拡充を前提条件として国民健康保険制度改革に合意をしました。国保中央会の岡崎誠也会長が、国みずからが約束を違えることは到底容認できないと述べていますが、当たり前のことです。

子どもの医療費等助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止についても、世論や全国知事会の要請などに押されて見直しの方向で検討が進んでいましたが、今年の6月に策定された日本一億総活躍プランでは、年末までに結論を得ると2017年度予算編成ぎりぎりまで結論を先送りしてしまいました。全国知事会は、8月1日に子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を要請しました。三郷町議会でも前回の9月定例議会で子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書を全会一致で採択したところです。

11月17日の国保制度改善強化全国大会での決議、11月21日の全国知事会の要請を踏まえて、三郷町議会としても国民健康保険への3,400億円の公費投入と子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書を政府に提出すべきだと考えて提案をいたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（高岡 進） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） それでは、審議日程及び委員会付託については、さきの議会運営

委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙 1 頁～ 7 頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開、10時35分。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時35分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（高岡 進） 日程第29、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく願いいたします。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、まず1問目、長期休暇中は、5、6年生も放課後児童クラブに入所できるように検討をということで質問をいたします。

放課後児童クラブは、子ども・子育て支援法施行に伴い6年生までが対象となりましたけれども、三郷北小学校では希望者が多く、今のところ三郷町では4年生までとなっています。両親とも働いていらっしゃる保護者の方からは、5・6年生も放課後児童クラブに入所を希望する声が寄せられています。

昨日も私とこの家に三郷小学校のお母さんがいらっしゃいまして、何とか5・6年生も入れるようにやってほしいということをおっしゃってました。その方のお子さんは今4年生なので、本当に切実なんですというようなお声でした。私は

北小校区に住んでますけれども、北小の方だけでなく、三小の方からも、本当にたくさんの人から声を聞いています。特に長期休暇中は、朝早くから夜までずっと1日中、子どもだけが家におるということに対してはすごい不安を感じているという切実な声がたくさん届いています。

ということなんですけれども、今年度、北小では4年生までの希望者が定員を超えたということで、毎日の出席率を考慮して定員を160人から180人にするということになりました。それで、北小の今年の夏休み中の出席状況を見ますと、160人に対して、7月20日から8月31日の平均で53.8%の出席率でした。一番多く出席があった7月21日と22日は107人で66.9%という出席率で、この一番多い日でもあと53人受け入れられるということになるわけです。

放課後児童クラブでは、入所している児童の夏休み中の出欠調査を6月に行っています。これはあくまでも予定なので、先ほど言った出席状況とは異なってくると思います。この調査は放課後児童クラブが独自に行っているということなので、教育委員会のほうではデータをつかんでいないということでしたけれども、こういった調査も実施し、定員から見て余裕があるということであつたら、5・6年生の長期休暇中の入所を検討すべきではないかと思います。町の考えはいかがでしょうか。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、ご質問の放課後児童クラブの長期休暇中の5年、6年生の入所について回答をさせていただきます。

三郷北小学校放課後児童クラブにつきましては、1年生から4年生までの児童を対象に本年1月に平成28年度の入所募集を実施いたしましたところ、定員を超える数の希望者があったことから、急遽、定員を160名から180名に改正する条例を3月に専決処分させていただき、5月の臨時議会においてご承認をいただいたところであります。このことにより、本年4月1日には164名の児童を受け入れることができ、待機児童を出すことなく対応することができました。

また、本町の放課後児童クラブの定員数につきましては、厚生労働省の放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準により、児童1人当たりおおむね1.65平方メートルの面積基準及び1教室当たりの児童数おおむね40人の基準を適用したものでありますが、現状の専用区画面積から換算しますと、現在の定員

数は設定し得る最大の数となっております。

ご質問の長期休暇中の5年、6年生の受け入れについてでございますが、本年8月1日現在の三郷北小学校放課後児童クラブの登録児童数は168人であり、通年、退所者もあるものの、低学年の入所申請が毎月提出されている現状があり、定員は登録数を超えることができないことから、実際の出席率や利用率にかかわらず、現在の定数では高学年児童の登録は困難であるものと考えます。

しかしながら、高学年児童の受け入れにつきましては、放課後の子ども達の安全確保や子育て支援の観点から考えましても、積極的に検討すべき事項であることは否めない事実であります。現時点での推計では町内の児童数が平成29年度をピークに減少する見込みであることから、今後も低学年児童に対する保育の必要性に重点を置く方針は堅持しつつ、登録児童数の変動を見ながら、5年、6年生の長期休暇中の入所を引き続き検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 今ご答弁いただいたんですけれども、定数をふやしてほしいと言っているわけではなくて、今、実際に子ども達が出席している状況を考えて、この4月から本当は160人のところを180人まで受け入れて、その日を見れば定数を超えることなくやっていけるということで、そういう運用を今しているわけです。その180人をもっとふやせというわけではなくて、その中で実際に夏休みの出席状況を見てみたら、5・6年生も受け入れられるのではないかと、そういう考え方からすればね。

だから、そういうことで、事前に6月に実際に放課後児童クラブではそういった調査も行っているのですから、まず、その調査を教育委員会として行っていただいて、その結果がとても無理だということでしたら話は違うんですけれども、その結果を見ていけそうだと判断ができるようであれば、5・6年生のことも考えてほしいというのが私の質問の趣旨ですので、そういった点で調査をするとか、そういうことは全然考えていらっしゃらないのですか。その辺のお考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 再質問にお答えいたします。

今、神崎議員さんがおっしゃいましたように、1回目の答弁では、私、検討すると申しました。当然、検討するに当たりましては、現状を踏まえて、また今後の動向も踏まえながら検討すべきではないかと思っております。今おっしゃったように、今後はアンケート等のニーズも踏まえた上で検討してまいりたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） ぜひともよろしく願います。

それでは、「いじめ防止対策推進法」（いじめ防止法）に基づく実施状況について質問させていただきます。

いじめ防止対策推進法は、2011年に大津市の中学2年の男子生徒が自殺した事件を機に議員立法で成立し、2013年9月に施行されました。今年の10月27日に公表された文部科学省のまとめでは、2015年度に全国の学校で認知したいじめは、過去最高の22万4,540件でした。いじめの問題で自殺した子どもは9人で、法施行後もなかなか改善の兆しが見られません。

三郷町では法ができる前のいじめの件数はどうだったのか、また、法が施行された後は何件だったのか、まず教えていただきたいと思えます。

次に、いじめ防止法ですけれども、法の13条では、「学校は、いじめ基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」と、各学校が学校いじめ基本方針を策定することを義務づけています。三郷町の各学校ではどのような内容の基本方針を定めていますか。

次に、16条では、いじめの早期発見のための措置として、「当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする」、その3では、「当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする」となっていますけれども、三郷町ではどのような体制を整備していますか。

もう一つ、22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための

組織を置く」となっています。どういうメンバーで構成され、どういう取り組みをしているのかということについて、以上5点ほどお聞きしましたが、回答のほうをよろしくお願いします。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員さんの2問目のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、平成23年10月に滋賀県大津市内で当時、中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自宅で自殺に至った事件が発生し、これが誘引となり、いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行されました。

議員のご質問は大きく幾つかに分かれますので、順を追って回答してまいりたいと思います。

まず、一つ目のご質問であります。本町における法施行前及び法施行後のいじめの認知件数は、施行前の平成25年度では三郷小学校7件、三郷北小学校0件、三郷中学校14件の合計21件でありました。また、施行後の平成26年度では、三郷小学校及び三郷北小学校では各1件、三郷中学校では7件の合計9件であり、平成27年度は三郷小学校及び三郷北小学校で各4件、三郷中学校11件の合計19件でありました。

いじめの認知件数につきましては以上でございますが、いじめの事例についても確認した結果、内容といたしましては、冷やかされたりとか、からかわれたりとか、悪口や嫌なことを言われたりするような事象が数件起きており、また、そのほかでは、仲間はずれにされたりとか、無視されたりとか、軽く蹴られたといったような事象も報告されております。

次に、二つ目のご質問ですが、同法第13条における各学校での基本方針の策定内容についてであります。各小中学校とも平成26年4月に基本方針を策定済みであり、冒頭では、いじめ問題に関する基本的な考え方については、いじめの定義やいじめの認識、いじめの具体例などを記載しており、続いて、いじめ防止のための体制及び取り組みや重大事態への対応の流れについても記載しております。

次に、三つ目のご質問でございますが、同法第16条における早期発見するための体制の整備状況についてであります。まず、定期的な調査は、県を經由して国に提出するいじめに関するアンケート調査が年に1度実施されております。調

査方法については、各小中学校全ての児童生徒に対しアンケート調査を実施し、その結果をもとに各学校が児童生徒への聞き取りや家庭訪問など認知された事案に対して迅速かつ丁寧な対応を行っております。そのほか、定期的に毎月1回、いじめに関する調査を各学校ごとに実施しており、調査結果については教育委員会で確認を行い、県へ報告しております。

また、体制の整備については、各学校内でいじめ問題対策委員会を設置し、組織対応の流れも含め、詳細に記載されておりますとともに、各教職員がいじめに対する認識を持ち、常に児童生徒への注意を払っています。

そして、いじめ等に対する相談体制として、三郷中学校に三郷町心の相談室、ハートランドしぎさんにメンタルヘルス相談室、県教育委員会の心の相談を設け、児童生徒はもとより、先生、保護者も相談ができる体制をとっております。

最後に、四つ目の同法第22条における組織のメンバー構成及び取り組みの内容についてであります。各学校ごとに若干の違いはあるものの、構成員として校長、教頭、教育相談部長、人権教育推進教員、生徒指導主任、学年主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導主事などで構成されており、必要に応じて臨床心理士やスクールカウンセラーなどの専門的な知識を有する者も含まれております。

また、取り組みの内容でございますが、いじめ問題対策委員会職員会議やいじめ問題職員研修への参加など、自己研鑽にかかわる内容に重きを置き、あわせて子ども達のアンケート調査結果をもとに聞き取り調査や家庭訪問等の対応を行うといった取り組みを小中学校で実施しております。

こういった取り組みの積み重ねにより、平成25年度以降、今日に至るまで重大ないじめ事象は本町では発生しておりません。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き各小中学校でのいじめ調査を継続的に行い、いじめ問題の未然防止に注力しながら、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導、またはその保護者に対する助言をより迅速かつ丁寧に対応し、児童生徒が生き生きと活躍できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 各学校での取り組みなどについて詳しくお答えいただきま

した。今お答えいただいたように、各学校では基本方針を策定し、取り組まれているようですけれども、法第12条では「地方公共団体は、いじめ防止方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする」とあります。策定は地方公共団体では義務ではありませんけれども、三つの学校もあることですし、いじめの防止を総合的かつ効果的に推進するためには、やっぱり地方いじめ基本方針も定めることが必要ではないかと考えます。奈良県では今年の3月に策定しております。三郷町ではこれは策定されているのでしょうか。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきましたように、基本方針につきましては、各学校は教育委員会の指導のもと設置しております。今、文科省のほうからそういった指針も出ており、県の教育委員会も28年の3月には指針を出しております。

実際の対応といたしましては、明文化はしておりませんが、教育委員会も一緒になっていじめ問題に対しては取り組んでおるのが現状ではありますけれども、基本方針としてはまだ策定しておりません。今後は県の教育委員会の基本方針、また文科省の基本方針も参考にしながら、そういった基本方針の制定に向けて検討してまいりたいと思っております。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2番（久保安正）（登壇） 介護保険「総合事業」の取り組みについてということで質問させていただきます。

来年4月から移行することになっている介護予防・日常生活支援総合事業ですが、9月の定例議会で三郷町の事業の概要について説明がありました。内容を見ると、近隣7町で調整して足並みをそろえた事業、それから町独自に引き続き検討する事業などがあって、来年4月からの実施に向けてさらに準備に取り組むとのことでした。当然、新しく始まっていく事業ですから、事業が開始されたあとも試行錯誤が続くというふうに思っております。

この9月議会での説明の中で、総合事業について三郷町は、介護予防・生活支

援サービス事業の訪問と通所の事業では、まずヘルパーが訪問するなど、これまでどおりのサービスを行う現行相当サービス、それと緩和型のA。この緩和型のAという事業は、町が実施する研修を終了した者、これはサポーターというふうに名前がつけられておるようですけど、このサポーターが生活援助サービスを提供するなどの事業、これが緩和型のAです。それから緩和型のB。これはシルバー人材センターや小地域ネットワークなど、地域の支え合いやボランティアなどがサービスを提供するなどの事業。現行相当と緩和型AとB、これを中心に事業を組み立てるということでした。

近隣にあります生駒市に総合事業について聞きに行ってみました。生駒市は、先行してモデル事業でやっているということもあって、平成27年度から総合事業を実施しております。三郷町は29年度からですから、約2年先行して実施しているわけです。生駒市は、三郷町とは反対の方向、いわゆるC型というのがあるんですけども、これは保健や医療の専門家による事業なわけです。このC型を中心に組み立てております。

C型についてもう少し言いますと、保健師、理学療法士、作業療法士などが3カ月から6カ月の短期間で集中的に身体機能の改善を目指す、そういうサービスを提供する事業です。生駒市はこのCを中心に事業を組み立てておりまして、C型で身体機能が改善した人や、それからシルバー人材センター、ボランティアなどがサービスを提供するB型、生駒市はC型とB型を実施しております。したがって、三郷町は現行相当とA型を中心に考えているわけですけども、生駒市はA型はありません。この事業はやってません。そういう事業を生駒市は実施しております。

聞いたところでは、自立への支援として一定の成果が上がっているというふうに担当者は答えておりました。自治体によって、生駒市は約12万人の人口で、地域包括支援センターが5カ所か6カ所か、6カ所でしたかな、あるわけで、規模が違います。それから、地域性という点でも、ボランティア等々を市が募ると、事業によるみたいですけども、かなりたくさん来る。それで、ボランティアを抽選で選ぶというぐらい来るということをおっしゃいました。こういうふうに、まちの規模であり、それから地域性というのもあるんだと思うんですけども、もちろん三郷町とは違ってくるわけで、こういうこと。

それから、先ほど申し上げましたけども、制度の運用について違った考え方を

しているということもあって、一概に自治体によって、ここがこうしてるから三郷町もこうだということは決して言えないと思うんですけど、独自に自分たちのまちに合わせた事業を展開していかなければいけないというふうに思うんです。三郷町としても、この前の9月議会で概要について説明がありましたけれども、今後も引き続き、ほかの自治体等々の制度も考えながら、この総合事業の改善を図る必要があると思いますけども、町の考えはいかがでしょうか。

議長（高岡 進） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業につきましては、本年第3回9月定例議会におきまして、平成29年4月から本町が実施しようとする総合事業の概要を説明させていただいたとおりであります。

また、現在も、生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体におきまして、提供できるサービスの内容や提供方法など、種々協議をいただいているところであります。

今回、議員のご質問にあります生駒市は、平成27年度からモデル事業として総合事業を行っており、その内容は、本人の状態に合ったサービスを提供する観点から、介護予防の必要性を3段階に区切り、必要性の高い状態の方には、理学療法士や作業療法士、また看護師や運動指導員など、保健・医療の専門職が3カ月から6カ月の短期で集中的にケアする短期集中予防事業（サービスC）を重点に取り組まれています。

その事業を受けられた結果、予防の必要性が低くなった方にとっては、今度はサービスを提供する側としてボランティアでそれらの事業をサポートする体制をつくっておられ、総合事業の目的でもあります高齢者が支援を必要とする高齢者を支える担い手となっていく地域づくりの取り組みを行っておられます。

本町の場合、短期集中予防事業を行う上で欠かせない専門職の確保が難しいのが現状でありますので、今後、一般介護予防事業で行う運動器の機能向上事業や認知症予防事業のスッキリ教室1次を卒業された方や一般のボランティアの方々を健康サポーターとして養成していき、高齢者が高齢者を支える担い手となる助け合いの仕組みを構築していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町に合った総合事業を実施するに当たっては、他

の市町村の取り組みや事業の担い手の育成方法など多方面にわたり調査研究を重ねていき、総合事業実施後にあっても改善すべきところは改善を行い、住みなれたまちで安心して暮らし続けることができるまちとなるよう、総合事業を組み立てていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 「一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況についてということで質問をいたします。

地球温暖化や環境問題への対処としての循環社会の形成を目指す施策の一つとして、三郷町も平成26年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、平成35年度を目標年度とするごみの資源化・減量化に取り組んでいるところです。この基本計画によると、町民1人当たりの可燃ごみと不燃ごみの排出量を平成24年度の年間309キログラムから平成35年度には231キログラム、75%まで減量するという計画になっております。

平成27年度の実績を見ますと、可燃ごみと不燃ごみの1人当たりの排出量が287キログラムで、計画では269キログラムとなっていたんですけども、達成されておりません。達成率を見ると、87%に対して93%です。27年度のごみの排出量を見ますと、ごみ収集車で集める家庭の可燃ごみは目標をほぼ達成しているんですけども、家庭の不燃ごみ、それから清掃センターに持ち込まれる事業系と一般のごみが、年度によって増減はあるんですけども、ほとんど減量化が進んでいない。そのために、87%まで減量することの目標に対して93%にとどまっている、目標を達成されていないという状態になっているかと思えます。

平成27年度、昨年度からは家庭の可燃ごみについての組成調査、ごみの中身の調査の取り組みが開始されました。分別の徹底によるごみの減量化が始まっておるわけです。27年度 of 可燃ごみの中では、古紙類が多い、それから廃プラ、そして、三郷の場合は買ったままのものが廃棄されている。食料品が買ったまままで廃棄されているという、これが、まだ2カ所だけですけど、2カ所で行った組成調査で明らかになっています。

いずれにしろ、分別の徹底によるごみの減量化を図っていかなければならない

というふうに思っています。町としてこの27年度の実質のごみの数字について、どのように評価をし、それから、今後、この計画の達成のために具体的にどういう部分をどういうふうに強めていこうとしているのか、お答えをお願いいたします。

議長（高岡 進） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の2問目のご質問にお答えします。

平成25年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づきまして、26年度より排出抑制及び資源化向上に向けた施策に取り組んでいるところでございます。

2年が経過した27年度の状況は、議員ご指摘のとおり、1人当たりの年間排出量の目標値269キログラムに対し実績値は287キログラムで、18キログラムの不足、達成率は87%に対し93%にとどまっている状況です。

本計画以降、26年度はもみじ湯のペレットボイラーへの入れかえに伴い、間伐材等の再資源化に取り組むため、ペレット製造に伴う機器を導入し、27年度から本格的に運用を開始いたしました。

また、27年度は、住民の皆様には廃プラ、古紙、古布類の分別収集にご協力を求めるとともに、信貴山地区をモデル地区とした生ごみ資源化モデル事業に10月から取り組みました。

これらの結果、徐々にではありますが、資源化は伸びており、24年度18.1%に対し27年度の資源化率は21.4%となっているところでです。

改めて、目標に対する不足分18キログラムの内訳をしてみると、家庭から排出される可燃ごみで約10キログラム、不燃ごみで約2キログラム、事業者から持ち込まれる可燃ごみで約5キログラム、不燃ごみで約1キログラムという状況になっております。

これら不足分の減量方法は、27年度に実施した可燃ごみの組成調査の結果にヒントがあるものと思っております。その結果は、ごみ全体のうち、古紙類が約13%、プラスチック類が約9%、手つかずの食品が約10%、食べ残しを含む厨芥類が約27%を占めているという状況でありました。

今年度も地域を変えて調査を行う予定をしており、その結果とあわせ検討する必要があると思っておりますが、古紙・古布類についてはさらに分別収集や集団回収を促進する必要があると思っております。また、プラスチック類は、排出者にとっ

て対象品目や洗浄の程度がわかりにくい面があると思われるため、もっと丁寧な説明が必要であること、手つかずの食品割合が高い結果につきましては、生活スタイルの問題もあり、難しい面がありますが、食べ残しのごみ化と同時に、食品ロスの削減を呼びかける必要があると思っております。

一方、事業者の持ち込みごみに関しましては、景気に左右されるところもあり、増減が見受けられますが、職員により区域外のごみが搬入されていないか、また、資源化できるごみが含まれていないかなどの調査を実際してまいりたいと考えているところでございます。

ごみ処理の広域化に伴いまして、本計画を見直す必要が生じてきますが、現計画による目標達成には、組成調査等による実態の把握と住民の方々への情報提供やさらなるごみの減量化・再資源化に向けた協力依頼が必要であると考えているところです。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。

2 番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、3 番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

3 番（南 真紀）（登壇） 三郷町立図書館の入館者数と貸出冊数について質問させていただきます。

平成 9 年度開館の三郷町立図書館開館後しばらくは年間 40 万人を超える入館者がありました。平成 18 年度から図書館の貸し出しを町外の人については、在勤・在学のみ限定したため、年間 30 万人以下の入館者数となりました。その後も入館者は減り続け、平成 25 年度以降、20 万人以下となっています。しかし、平成 25 年度、平成 26 年度と約 19 万人となっていた入館者が平成 27 年度には約 20 万人近くにふえ、今年度も 4 月から 9 月までの入館者は、昨年度より 6,400 人多い 11 万 2,361 人となっています。また、入館者の増加につれて、貸出冊数も 4,300 冊多い 14 万 1,907 冊にふえています。

入館者や貸出冊数をふやすためにどのような工夫や努力をされているのでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、議員の 1 問目のご質問にお答えをさせていただきます。

近年の本町図書館の入館者数と貸出冊数につきましては、平成24年度では、入館者数が20万483人、貸出冊数が27万3,163冊でありましたが、25年度では、入館者数は19万890人、貸出冊数が25万4,885冊と減少傾向となりました。また、26年度におきましても、入館者数が19万750人、貸出冊数が25万1,674冊と、ほぼ横ばいの低迷した状態が続き、24年度と比べますと、入館者数で約1万人、貸出冊数では約2万冊が減少したものであります。

このような状況から、その打開策として平成27年度より利用者ニーズの把握とマンネリ化した図書資料の解消に取り組み、利用者が望む資料の充実を図りました。具体的には、雑誌の種類をふやし、最新情報の提供を始め、幅広い年齢層に来館していただくために、人気の高いCD、DVD、コミック雑誌を定期的に提供いたしました。

その結果、CDにおきましては26年度と比べ貸出数が50%増加し、コミック雑誌は33%、DVDは14%、その他の雑誌は13%、それぞれ増加したものであります。

さらに、これらの人気作を見るために来館された方々がそのほかの本も借りていただくなどの相乗効果もあり、全体の底上げができ、平成27年度の入館者数は19万9,807人となり、前年に比べ9,057人増加、また貸出冊数は26万8,881冊で、前年度に比べ1万7,207冊の増加となったものであります。

このほか、平成27年7月10日より、町立図書館が遠い三郷北小学校におきまして移動図書館を開始いたしました。この実施につきましては、子ども達にいつでも本に触れることのできる環境を提供し、読書の楽しさを知ってもらい、読書との出会いを通じて将来の図書館利用者の増加につないでいきたいと考えているものであります。

また、さらなる対策として、本年、平成28年4月からは祝日開館を実施いたしました。図書館をより利用しやすい環境に整えたことで、上半期の利用者数は、議員のご質問にもありましたように、前年度同時期と比べ、入館者数では6,400人、貸出冊数で4,300冊増加している現状であります。

図書館では、今後も町民への資料情報の提供という基本的な業務を確実に実施し、さまざまな施策や行事を通して図書館の魅力をアピールするとともに、いつ

でも誰でも利用できる憩いの場として町民に親しまれる図書館を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

3 番、南 真紀議員。

3 番（南 真紀）（登壇） 二つ目の質問をさせていただきます。新入学児童生徒の就学援助金は必要とする時期に支給をということについて質問させていただきます。

三郷町は新入学児童生徒の学用品等の就学援助金を、現在はおおよそ 8 月に支給していると聞いています。

政府は、子どもの貧困対策に関する大綱を策定しました。大綱では、「就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図ること」と述べています。文科省は平成 27 年 8 月 24 日に出した平成 27 年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてという通知の中で、「要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること（特に『新入学児童生徒学用品』等）」と述べています。

各地の自治体でもこの通知を受けて、新入学児童生徒の学用品等の 3 月支給を実施しているところがあります。隣の王寺町でも実施することになったと聞いています。三郷町でも実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いします。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、南議員さんの 2 問目のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、子どもの貧困対策は、平成 26 年 1 月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、同年 8 月に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。

大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証及び評価するため、就学援助制度に関する周知状況を初め、25 の指標を設定し、改善に向けた取り組みについて掲げております。

また、平成 27 年 8 月には、文部科学省からの通知を受け、奈良県教育委員会

教育長より平成27年度要保護児童生徒援助費補助金に係る同様の通知がありました。その通知文には、留意事項として、「要保護者への支給は年度の当初から開始し、各品目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。(特に新入学児童生徒学用品費等)」と記載されております。

就学援助の支給認定に当たり、本町では前年所得により判定を行っており、5月下旬以降になりませんと所得額が把握できないために支給日がおよそ8月となっているのが現状でございます。しかしながら、3月支給を実施する王寺町や他市町村の事例、そしてまた文科省等々の通知からも必要性を考慮いたしまして、今後、新入学児童生徒学用品費につきましては適正な時期に支給できるよう検討まいりたいと思っております次第でございます。

議長(高岡 進) 2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番(先山哲子)(登壇) 議長のお許しを得まして、私の文化財指定についての質問をさせていただきます。12時までに終わらせたいと思います。

新聞などで報道され、皆さんご存知かと思いますが、勢野東、持聖院で鎌倉時代の高僧、貞慶さんのものではないかという骨つぼが見つかりました。五輪塔の墓の下から出土いたしました。これは昭和30年ごろに、昔、下のほうにあったものを移動させたときに、この骨つぼは見つっております。そのときには詳しく調査はせずに、場所を変えて、またお墓の五輪塔の下に入れたという経緯がございます。

皆さんご存知の惣持寺、地名だけ残っておりますが、このお寺が持聖院の前身であります。このお寺を創建したのは貞慶さんと言われております。貞慶さんは1155年に生まれて1213年没で、鎌倉時代前期に大変活躍なさった僧で、興福寺で修行し、また笠置寺とか唐招提寺ともゆかりのある上人でございます。奈良の仏教復興には大変尽力なさった方ではあります。残念ながら一般の方にあまりこの方の名前は知られておりません。国立博物館と読売新聞社が出版したこういった貞慶さんの本もあります。これを見ますと、大変な僧であることがわかります。

昔から貞慶さんのお寺にまつわる伝承とか、あと文献、そして元興寺の文化財

研究所がございですが、このお寺の調査とか、そして、出てきました骨つぼの骨を名古屋大学において科学的な調査をいたしました。その結果、時代とも合致し、ほぼ貞慶上人のものであろうということが言われております。これは歴史的に大変貴重な発見とも言われております。

この骨つぼは鎌倉時代の渥美焼、名前のとおり愛知県の渥美半島で焼かれたつぼでございですが、渥美焼は、日本では六古窯といって六つの大きな窯元があるんですが、今でもずっと続いております。渥美焼は日本三大古窯の一つでございします。私もこのつぼに興味がありますので、見せていただきました。口はちょっと欠けておりますが、この時代のものはもう完品がないんですね。私は、ご存知のように室町のものを出示しましたが、完品がないので、少々欠損していても評価には関係ございませぬ。このつぼも文様によっては国宝級、重文級のものもあります。この骨つぼもなんでも鑑定団に出してもいいのではないかと、古いつぼですので、かなりのお宝ではないかと私の鑑定では思いました。

とにかくこういった貴重な発見、歴史的なものです。町内にもたくさんの町指定の文化財がございですが、今回のこの発見は町の文化財に指定となるものかどうか、また、県の指定にもなるものかどうか、お聞きしたいと思います。県の指定になるためには、まず町の指定がないとだめです。こういったことが町の文化財指定の対象となるか、また県の対象となるかどうか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司〔登壇〕） 先山議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありました骨つぼ、学術的には蔵骨器といいますので、今後、蔵骨器と言わせていただきます。勢野東にあります持聖院さんが公益財団法人元興寺文化財研究所に調査依頼をされました。その調査結果では、蔵骨器は渥美窯産で、12世紀後半に作成されたもので、奈良県での出土例は少ないものであること、また、内容物の火葬された骨は1147年から1218年の成人男子のもので、当時では高僧、位の高い僧侶や貴族しか行われていなかった火葬事例として価値があること、そして、蔵骨器が出土した五輪塔の年代が13世紀前半と位置づけられ、蔵骨器、火葬骨、五輪塔の年代がそれぞれ一致しており、また、持聖院が所蔵いたします和州平群郡補陀落山惣持寺縁起という史料があるんですけども、そういった史料からも当該蔵骨が解脱上人貞慶のものという可能性が高いと推測

されるという調査報告がありました。

その調査結果を踏まえ、持聖院さんのほうから町指定文化財の申請があり、10月6日に三郷町文化財保護審議会において諮問を行いました。そして、その結果、町指定有形文化財として妥当であるとの答申をいただいたところでございます。この答申をもちまして、11月14日の定例教育委員会におきまして審議をしていただき、全会一致で三郷町指定有形文化財に指定されたものでございます。

また、奈良県の文化財指定につきましては、現在につきましては各市町村の指定文化財から引き上げるケースが多く、今後、県のほうには今回の蔵骨器をPRして、奈良県とも協議していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） この持聖院には、ご存知のように一針薬師笠石仏、これも貞慶さんがかかわったと言われてもおります。こういったかけがない貴重な財産は保護され、守っていかなくてはなりません。指定を受けますと、保護を維持していくための助成金も受けられ、いろいろなことを受けることができます。ぜひ県のほうにも働きかけていていただきたいと思います。また、これがひいては町の貴重な財産ともなり、また、まちのPRにもつながると思います。

もし文化財指定となった場合、三郷町の場合は大体わかっているんですけども、町の場合、もし県のほうで指定が受けられた場合、それぞれどういった内容の助成とか支援を受けられるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、先山議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

町指定文化財に対します支援体制ですが、今回の蔵骨器に対しましては、所有者であります持聖院さんと協議の上、説明看板の設置や文化財マップへの掲載などを行ってまいります。また、維持管理につきましても、文化財台帳をもとに定期的に調査を行い、必要があれば修繕等の協議も行いながら、その経費の一部は三郷町文化財保護事業補助金交付要綱にのっとり、対象経費の5分の1の範囲内で30万円を上限に補助を行ってまいりたいと思っております。

また、ご質問になりました県の指定文化財になった場合の補助でございますけれども、奈良県指定の文化財に対しましては、所有者の収支状況によって若干変

わるそうですけれども、50%から60%の補助を実施されておるようなものでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、13時、1時。

休 憩 午前11時43分

再 開 午後 1時00分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

スズメバチの巣の駆除についてお尋ねさせていただきます。

最近、小学生や中学生が集団で蜂に襲われ、刺されたという事件が毎年のように報道されていますが、特にスズメバチによる被害が全国的に広がりを見せております。三郷町でも今年は蜂の相談がたくさんあったかと思うんですけども、実は、今年の9月に町内に住まれているある方から電話がありまして、ドッジボールより一回り小さめぐらいの大きさのスズメバチの巣が自宅の壁にあったということで、蜂がぶんぶん飛び回っているということで役場に相談されました。そのときどなたが対応されたのかわかりませんが、除巢道具をお貸ししますと言われたそうです。ある意味、親切に対応されたのだと思うんですけども、結局、自分で駆除するのは到底無理だということで、たまたま町内に知り合いの業者がいたので紹介させていただきまして、無事に解決しました。

三郷町では、町民から駆除の相談があると、ホームページに記載されていますが、すいません、私、通告書のほうには防護服一式と書いてありますが、これは蜂専用の駆除剤と器具の貸し出しの間違いです。すいません、訂正のほう、よろしく願います。これらの貸し出しを行っておりますが、ミツバチやアシナガバチならともかくですけども、スズメバチの巣を一般の方が駆除を行うということは非常に危険を伴います。

事例を挙げますと、駆除中に防護服の上から刺された方や、通行人が巻き添えを食らって刺されたなど、経験のない方が駆除を行うべきではないと考えております。本来、駆除というのは、明るいうちに巣の下見をして、また日を変えて夕

方以降というか、夜間に駆除するのが鉄則だとプロの方がおっしゃっていました。

そこで、提案したいのですが、三郷町には町内業者で良心的な価格、大体1万8,000円ぐらいから2万円ぐらいで駆除していただける業者が、私が知っている業者以外でも数名おられるということで、スズメバチの巣を発見したときは、巣に近づかないようにしていただきまして、電話での対応でもそうですけども、広報やホームページでも注意喚起をして、町民の安全を第一に考えてもらって町内の専門業者を紹介する、もしくは町が業者に依頼するという形をとられたらどうかと思います。

それから、2点目ですけども、これも強くお願いしたいことなんですけども、県内の自治体でも既に実施されているところがありますが、駆除に要した費用の一部を助成する制度を設けていただけたらと願います。この制度を実施されている自治体を見ますと、大体平均して駆除費用の約半分、8,000円から1万円程度の範囲で補助されているところが多いようです。ぜひご検討いただきまして、この三郷町で取り入れていただきたいのですが、町のお考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 辰己議員のご質問にお答えしてまいります。

スズメバチは、春先から活動を始め、夏から秋にかけて活動が活発になり、刺されたことによる死亡事故のニュースを耳にすることも少なくありません。ほとんどの場合、毒に対して免疫が過剰に反応してしまい、激しいアレルギー反応が出てしまうアレルギー性ショックで、一度スズメバチに刺されたことのある人がもう一度刺されたときにまれに起こる症状で、別名アナフィラキシーショックと呼ばれています。

このように非常に危険度の高いスズメバチに対する巣の駆除についてのご質問ですが、1点目のご質問でありますスズメバチの駆除について、相談があった場合の対応といたしまして、本町では専門の駆除業者を紹介させていただいております。また、スズメバチに比べ毒性の低い蜂の駆除をみずから行う方については、専用の駆除剤と高所でも噴霧することができる器具を無料で貸し出ししております。

次に、2点目の駆除費用の助成についてでございます。お隣の王寺町や斑鳩町では助成制度があるようですが、現在のところ、本町では助成制度を設けておりません。ほかの自治体の制度を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。

スズメバチの巣の駆除に関しては、今、基本的に業者の方を紹介していただけるということでしたけども、先ほども言いましたように、ホームページを見ますと、例えばスズメバチの巣を発見したときに近づかないでくださいという注意喚起をしてもらって、例えばですけども、駆除される業者を町内で募って、それを駆除業者一覧表を作成して、広報やホームページ、また役場の窓口などでも案内できるようにしていただければと思います。

それから、その駆除費用の補助ですが、今、答弁を聞いていますと、今後にちょっと期待していいのかなと、いい返事をもらったと捉えてよろしいでしょうか。最後にちょっと森町長にお聞きしてもよろしいでしょうか。すみません、よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 今日はお番がないなと思ってまして、ご指名いただきまして、ありがとうございます。

蜂の駆除なんですけれども、私も去年、おとしも刺されまして、もう腫れて難儀してました。そして、同じく今年も蜂の巣があったので、これはもうやめとこうと思って、うちの環境のほうに問い合わせたところ、先ほど部長が申したとおり、そういう貸し出しはさせていただきますよということと、業者を紹介してくれましたので、業者のほうへ相談したところ、その安い金額じゃなくて、3万何ぼというふうに言われました。知ってたらそういうところをお願いしたらよかったなと、今、反省しておるところでございます。これは前段としてお話しさせていただきますけれども。

確かに検討はするということで、今後、検討していかなければならない。そして、助成の率もやっぱりどこが何ぼ出しているのか、まだそこまでも全然わかってない段階ですので、それも調べて、そして、年間に駆除がどれぐらい発生するのか、それもちょっと見てみたいなと思います。ですから、来年度以降の施策になるかもしれませんが、それはちょっとご容赦いただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、今回、私、三郷町が「稼ぐ自治体」となるためにはということで質問をさせていただきます。

平成28年11月現在、三郷町は西和7町において有料広告の募集や有料広告事業に関する要綱の制定を行っていない数少ない自治体となっていると認識しております。

全国的に見まして、公益社団法人日本広報協会が平成26年に行った調査によりますと、みずから発行する広報紙に有料広告を掲載している自治体の割合は61%と、過半数に達しております。

有料広告事業は、人口減少、少子高齢化、水道事業の将来負担、勢野北部土地区画整理事業の損失補償などにより今後厳しい財政運営が予測される当町において貴重な自主財源の確保に資するのみならず、発信力が必ずしも高くない地元商工業者へのPRの機会を提供することで地域経済の活性化にも役立つものであると考えます。

有料広告事業といえば、具体的には広報紙における広告、公共施設内のポスター広告、カーペットや町ホームページのバナー広告などが一般的によく見受けられますけれども、これには限りません。昨日、私はサテライトオフィス35のオープニングイベントに参加させていただきました。本当に素晴らしい施設ができたなと実感しているわけですが、あそこの施設内にチラシのラックが置いてありまして、そちらのほうに現在は町の広報、サテライトオフィスの広告であるとか、そういう資料がいろいろ置いてあったんですけども、例えばサテライトオフィスが順調に進みましたら、そこに事業主さんであるとか、サラリーマンの方であるとかが多くいらっしゃる。ならば、その方々に見てもらえるような広告が募集できるのではないかと、チラシを置いていただくことで広告収入を町としても得られるのではないかというふうな形で考えております。

もちろん、行政に求められる節度をもって行うということが大前提なんですけれども、それでも自主財源を確保するためにはあらゆる努力を行うという気持ちで取り組むべきではないかと思えます。とかく税金は苦勞もなく町に集まって、役所はそれを浪費しているなんていうパターン化した見方に関しましては、役所も収入を得るために努力して汗をかいているという印象を町民に持ってもらうことができ、職員としても、そのように集めた収入に対するコスト意識というも

のを強く持つことができるのではないかなというふうにも考えております。

このような可能性を秘めている有料広告事業について、ぜひ前向きに実施を検討していただけないでしょうか。町の見解をお聞きいたします。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

ご質問の有料広告事業についてでございますが、幾つかの手法があると思います。まず、広報紙への有料広告掲載からご回答させていただきたいと存じます。議員ご指摘のとおり、多くの市町村で広報紙に有料広告を掲載しており、郡内でも斑鳩町、平群町が既に有料広告掲載を実施しておられます。広報紙に有料広告を掲載することで、議員もおっしゃっていましたが、発行経費の一部を確保できるという自主財源の確保という観点からのメリットもあれば、その反面、公共性を求められる自治体広報紙に広告を掲載することは、自治体倫理や広報の社会的責任などの面で問題はないのかというような疑問を呈する意見があることも事実であります。

しかし、議員もおっしゃっていましたが、今後も厳しい財政状況が予想される中、人件費、公共事業など歳出予算の削減だけでなく、新たな歳入の発掘・確保が必要となることから、広報紙への有料広告掲載につきましても、公平性と広告掲載事業者の選定のルールづくり、また、広報紙の紙面の調整などの問題点を整理し、実施団体での状況をも参考にさせていただきながら、今後検討をしてみたいと考えているところでございます。

また、次に、ホームページのバナー広告についてでございますが、こちらも広報紙と同様の問題点をクリアしていく必要があり、加えてシステム改修費用も要することとなりますことから、費用対効果も考慮した上で検討をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

それ以外にも、議員ご提案の町施設のカーペットでありますとか、公共施設内のポスター広告、それ以外にも、例えば町から発送いたします封筒等への広告掲載や公共施設の一部を有償で貸し出すなど、他自治体でさまざまな歳入確保の取り組みがなされております。こういった各自治体の取り組みも十分に参考にしながら、また関係部署とも連携をとりまして歳入の確保について今後も取り組んでみたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 今回お答えいただきまして、おおむね前向きに検討していただけたかなと思いつつ聞いておりました。

今回、実際、するとなれば、いろいろ問題が出てくると思うんですけども、先ほどもちょっとご指摘がございました公平性というところが非常に重要になってくるかと思えます。言ってしまうと、広告を掲載することによって特定の企業に町が肩入れしているように見えてしまうのではないかと、このところが大きいかなと思うんですけども、これに関しては、既に広告事業を導入している自治体では、積極的に開かれた場で広告を集めるというところを重視しておりまして、参入の機会において公平を保障する。結果的にどこかの業者さんといいますが、どこかの事業者の広告のみが掲載されることになって特別な肩入れとは見られないような形で、参入の機会に関しては公平性を期するというところを心がけていらっしゃると聞いております。また、そこもご参考にいただければと思えます。

あと、今回のお答えには入っておりませんでしたけども、広告事業を行うに当たりまして懸念される点はというようなところで、自治体にアンケートをとりましたところ、といえますのは、私ではなくて、そういうアンケートがあったんですけども、そういうのを見たところ、広告主が集まらないのではないかと、このところを懸念されている自治体が非常に多いと聞いております。それに関しては、三郷町も必ずしも事業者数自体が多い町ではないと私も認識をしておりまして、その可能性も多少はあるのかなと思っておりますけれども、ここ2年ほど、サイネックスさんという会社がされている暮らしの便利帳であるとか、株式会社そうごうさんがされているSOGOページなど、ここ2年、毎年、企業からの広告料による町の情報誌が発行されております。特に、暮らしの便利帳に町長のご挨拶が載っております。そちらには、地域の事業者の皆様からの広告掲載をご協力いただいたことで町の財政負担を伴うことなく、さまざまな情報が発信できたと思っております。

ということは、少なくともこの冊子の発行に際しては、事業者からの広告収入によって編集、印刷、配布費用、そして、発行元は営利企業ですから、相応の利益も含みまして、それらが全て賄っていたということになります。そして、広告主につきましても、実績のあるこれらの冊子に広告を出稿された事業者様につき

ましては、町の有料広告事業が開始されれば、その顧客となり得る事業者さんであると考えられます。それ以外の事業者さんにつきましても、競争力のある広告価格を設定したり、その媒体に触れる方の属性を分析した上で、その広告で高い効果を見込める適切な事業者への積極的な提案、例えば、先ほどのスズメバチの駆除の話がございましたけども、そのスズメバチの巣を発見した、近づかないようにしましょうという広報を出す際には、その下のほうにスズメバチ駆除業者の広告をとるであるとか、そういうふうに、それ以外の事業者さんからの広告も、考えようによってはいろいろ見込めるかと思えます。今後も自主財源確保のためにあらゆる手を尽くして検討していただければと思います。そのあたり、ちょっと意気込みをお聞かせいただけたら幸いです。

以上です。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 木谷議員の再質問にお答えをしてみたいです。

再質問の中では具体例を提示いただきまして、こういう事例もあったじゃないか、こういうのもあるんじゃないのというようなことでおっしゃっていただきました。その中に一つおっしゃった暮らしの便利帳、確かに町の手続であったり、窓口のご案内を掲載するという中にあって、これは相手方の企業さんが、こういう企画でどうでしょうかという企画持ち込みの冊子発行でございました。当然、町としては、町が行っている業務に関して、お一人でも、また一時でも多く目に触れていただくことで行政内部のことがよくわかるであろうという効果も考慮した上で、なおかつ、全て発行に係る広告主様の募集であったり、また印刷・配布まで全て企業様のほうで実施いただく、我々は情報を提供して、その内容に間違いがないかどうかの確認をさせていただくというような内容でございましたので、事業実施主体が民間事業所、そこに行政が相乗りをさせていただいて事業を協力させていただいたということで、今回、私ども、実施主体が行政となって民間の事業所さんの広告を募集するというのとは若干意味合いが異なってくるかと思えます。そんな中で他市町村でも実施されているわけですから、三郷町が実施できないわけではございませんけども、やはり公共性、公平性ということを中心に考えていかなければいけないのかなということ、いつからすぐにどうするというような回答になってないというところがまず1点ございます。

それと、広報紙、毎月ごらんいただいていると思うんですけども、20ページ

もしくは24ページ立てで毎月発行させていただいておりますが、あの広報編集の中身を少しお話しさせていただきますと、掲載依頼のボリュームというのが結構多くございまして、あそこに集約するまでに、内容を縮小したり、圧縮したり、もしくは掲載を辞退するといいますが、カットするというような事態も生じているというのが現状です。そんな中において、広告紙面を一部、その紙面の中から捻出するというのも、これもまたなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、その辺も含めて、先ほど冒頭で回答申し上げましたように、いろんなところの調整を図りながら、三郷町としてできるような対応を十分に検討した上で実施に移してまいりたいというのが現状のお答えでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（高岡 進） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、6番、佐野英史議員。一問一答方式で行います。

6番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問通告書にあるように、1番、商業の活性化について都市計画の観点から。質問させていただきます。

買い物等につきましては、何度も議会で一般質問等で行われてはおりますけども、町のほうでも勢野北部に商業用地として確保はしてはありますが、なかなか企業とか店舗等の相手があることですので、町がどれだけ努力をしても難しい部分があるかと思っております。今回はちょっと視点を変えて質問させていただきます。それは、タイトルにありますように、都市計画の観点からです。

よく住民からは、平群町の今、スーパーの誘致とか、あるいは商店の誘致等々で比較されるんですけども、三郷でもああいうふうに店ができないのかということも言われます。ただ、平群町の場合は、道路環境あるいは周辺の用途地域が問題で、それをそっくりそのとおり三郷町に当てはめることはできないんですけども、住民の皆様からは商店を活性化、商業の活性化という声は非常に高まっているように思います。

先日のことなんですけども、ある住民から、第1種低層住居専用地域ではどんな商売ができるんだというふうな質問を受けました。その質問の背景というのは、高齢化が進む中で、自分が住んでいる家、空き家等で何かできないかということ

だったようです。三郷町では主に第1種低層住居専用地域と第1種中高層住居専用地域と一部、近隣商業地域で構成されているわけですが、既に勢野北部で多くの開発がされたように、信貴山南畑地区を除きまして、三郷町の場合は開発の余地がほぼなくなってきました。

現在でも近隣商業地域はあります。近隣商業地域だからといって、スーパーや商店に利用されているかといえば、住居になっているところも多くありますが、近隣商業地域の場合はパチンコ店とか馬券売り場等も開業ができますので、近隣商業地域までふやしたり緩和してしまうと、多くの住民の反発等もあると思います。そういう変更は十分慎重な議論が必要かと思うんですけども、先ほども申しました少子高齢化が進んでおりまして、高齢者が免許を返上するということもふえています。高齢者の皆さんからも、歩いて買い物ができる環境があればいいねっていうふうなこともよくお聞きします。

今年、町制50周年を迎えて、町長が何度もおっしゃいますように、人口も倍増しています。そういう意味では、三郷町をベッドタウンとして発展させていった現在の都市計画というものは一定の評価をしていいものだと思います。ただ、この夏に都市計画道路の存廃の検討をしたように、これからの高齢化社会に向けてどういうふうなまちをつくっていくのかという意味では、また改めているんな検討をしていく必要も出てくるかと思っています。

まず、1問目の質問としまして、現行の都市計画の評価について、そして、それを変更する場合のメリット、デメリットについて、町としてどういうお考えを持っているのか、お聞かせください。

議長（高岡 進） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 佐野議員の1問目のご質問にお答えします。

初めに、用途地域指定の目的と本町の用途地域の変遷について簡単にご説明させていただきます。

用途地域は、建築物の用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものでございます。本町では、昭和46年8月に最初の用途地域指定を行って以降、昭和47年12月、平成8年4月と変更を行い、現在は6地域区分の指定を行っているところです。

用途地域のうち昭和40年代以降に開発された住宅地では、大半を第1種低層住居専用地域と第1種中高層住居専用地域に指定しており、市街化区域の面積比

率では、第1種低層住居専用地域が約46%、第1種中高層住居専用地域は約14%となっています。また、その他の既製住宅地は、第1種住居地域に指定しており、面積比率は約30%となっている状況です。

これら三つの住居系用途地域が市街化区域の約90%を占めているという現状を見てみますと、本町の都市計画は良好な住宅地を形成することを目的に進められてきたと考えられます。一方、商業系の用途地域は、鉄道駅3カ所周辺と住居系用途地域内に4カ所、近隣商業地域を指定している状況です。

1点目のご質問であります現行の都市計画(用途地域)の評価についてですが、それぞれの地域に応じた用途地域が指定された結果、現在の良好な住宅地の形成につながったと判断しており、一定の評価ができると考えているところです。

用途地域の変更につきましては、その用途地域を求めてこられた住民さんもおられますことから、デメリット、メリットを簡単にはかれるものではないと思っております。

以上でございます。

議長(高岡 進) 再質問を許します。

6番(佐野英史)(登壇) では、再質問させていただきます。再質問する前に、質問通告書のほうに表の読み間違いがございまして、それを訂正しながら読ませていただきます。

「第1種低層住居専用地域を第2種低層住居専用地域に変更すると床面積が」と書いていますけど、第1種低層住居専用地域の場合は、店舗・住居兼用型50平米までが容認されておりまして、第2種に変更しますと、これが店舗の床面積が150平米以内にまで緩和されるということです。150平米まで緩和されると、チェーン店によって変わるんですけども、コンビニエンスストアが立地可能な面積です。コンビニが自宅の近くにできるということに関しては、いろいろ賛成・反対というものも議論が出てくると思いますけども、最近のお年寄りの方からすると、コンビニでもええねんと、近くに歩いて買い物できる場所ができればええねんというふうな声も上がってきておりますので、恐らく実際に24時間営業のコンビニが自治会内に誕生するということになりますと、議論は出てくると思うんですけども、上限50平米から150平米に規制が緩和されることによって、できる商売というものの可能性が少しは広がっていくのかなと。近隣商業地域とか、そういう形まで規制を緩和するんじゃなくて、第1種低層住居専用地

域を第2種低層住居専用地域にまで緩和するのであれば、比較的、住民の抵抗なく規制を緩和することができるのではないかなというふうに思っています。

今、今日あすではありませんけども、県道椿井の拡幅も進んでおります。そういう意味では、これから10年後、20年後ということを考えてときに、改めて都市計画を見直していく、これから高齢化が進んでいく中での都市計画を考えていく必要があるのかなと。特に三郷町の小売等の活性化に寄与するような都市計画の変更、規制緩和等も検討していく必要があるのかなと思っておりますので、その点につきましてご意見をお願いします。

以上です。

議長（高岡 進） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 佐野議員の再質問にお答えします。

ご質問の中にもありましたように、例えば第1種低層住居専用地域を第2種住居専用地域に変更すれば、確かに建築可能な店舗等の範囲が広がるため、小売等の動機づけ、利便性の向上につながるメリットを否定するものではございません。確かに、都市計画の観点から見ましても、良好な住環境を守りながら商業の活性化を図る必要があることは十分理解しているところです。

そのためにも、今現在、近隣商業地域がございますので、そちらのほうで中規模商業施設が形成されることが都市計画における本来のまちづくりの姿であることから、現在のところは用途地域の変更については慎重に取り組んでいくべきだと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、2問目に移らせていただきます。

昨日なんですけども、三郷駅の駐輪場のところに三郷町のサテライトオフィスがオープンいたしました。先ほど木谷議員の質問にも出てきましたように、昨日の式典では東京からわざわざ高市総務大臣がご出席いただきましたように、この事業というのは、総務省が現在、旗を振って進めている事業ですので、ここ三郷町だけじゃなくて近隣の市町等でも既に取り組みの準備を始めているところがございます。三郷町は比較的その中で早いうちにスタートしたわけなんですけども、

恐らくこれから来年の春に向けて、いろんな近隣市町村と競争していったって、サテライトオフィスに入居する、あるいはそういう企業を取り合うような形になっていくと思います。

三郷町の場合は駅前にありますので、その立地というものを強くアピールしていきたいところなんですけども、その観点だけじゃなくて、今回質問をするのは市内のテレワーク化ということで、ただ単にそういうサテライトオフィスを民間企業にセールしていただけじゃなくて、役所内でテレワークができないのかと。自治体の場合は、特に面積が広い都道府県の場合は既にテレワークを導入しているところがあると思います。三郷町の場合は、面積が狭いですし、そんなにテレワークをしなければ仕事ができないというような状況ではありませんので、そういう必要性は薄いかもしれませんが、例えば週月曜日から金曜日のうち、1日でも在宅で勤務ができる、あるいは、午前中、午後だけ在宅で勤務ができるというふうな形をとるのが可能であれば、介護や子育てをやりながらの業務に従事することも可能ではないかなというふうに思っています。

現在の役所の事務の中で、テレワークをしても問題がない、テレワークできそうだという業務はあるのでしょうか。また、それがあつ場合は、今後、それを進めていったって、テレワークができるということになれば、恐らく人材を確保していく、あるいは大学の新卒人材だけじゃなくて中途採用とかでも人材採用にプラスになるのではないかと考えていますので、それにつきまして町の見解をお聞かせください。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、佐野議員の2問目のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

テレワークは、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいい、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現や業務効率の向上、災害時における業務継続能力の向上などが可能になると言われています。

また、テレワークには、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスの主に三つの実施形態がありますが、他の自治体での導入・試行が特に多い在宅勤務について、まず考えてみました。

まず、テレワーク導入により期待できる効果といたしましては、家族との触れ

合いや地域活動の機会がふえるなど、ワーク・ライフ・バランスの充実が期待できます。また、育児の重要性や介護の必要性が高まる中、働き方の選択肢が広がり、キャリアアップや雇用継続への対応も容易になり、多様な人材の就業機会が増加することで有能な人材の活用にもつながるといことが考えられております。

そこで、在宅勤務制度を導入した自治体の状況を見てみますと、在宅勤務の対象は、中学校就学前の子を養育する職員であったり、介護が必要な親族を介護する職員、また、妊娠中の職員や所属長が特にこれは必要だと認める職員などに限定して導入しているケースがあるようでございます。

また、在宅勤務で実施可能と考えられる業務としまして、例えば会議録・議事録の作成、設計関係資料の作成、研修資料の作成、企画・プレゼンテーション資料の作成、データ入力業務、広報作成など、業務分担が明確で、1人で完結できる業務に限定して導入されているケースがあるようでございます。

昨年7月に本町で開催されました日本テレワーク学会の中でも、在宅勤務だけでなくモバイルワークに関しましても、自治体での導入に向けた説明や総務省での試験的導入事例などの紹介もございました関係上、それ以降、本町におきましても導入に向けての検討も始めたところでございます。

ところで、自治体において在宅勤務を含むテレワークを実施するには、自治体内のネットワークにアクセスする環境整備が当然不可欠となります。しかし、議員もご承知おきだと思いますが、昨年、年金に係る個人情報大量に漏えいしたということを受けまして、昨年10月に今後の番号制度導入に伴いますセキュリティの徹底、ネットワークの強靱化が国のほうから求められてまいりました。

これに伴いまして、本町におきましても、内部系のネットワークシステムの再構築に現在着手しているところで、本システムの運用後、来年の4月以降と予定しておりますが、この運用後は外部から庁内ネットワークに直接接続することができなくなるという事態が生じます。このことから、本町においてテレワークを導入するには、やはり解決しなければならない課題も残っているというのが現状でございます。

このことから、今後は国の働き方改革の推進に伴い、国としてテレワークのガイドラインが示される予定とも聞いておりますし、また、民間企業でのテレワーク導入はますます進むものとは考えておりますけども、本町を含む自治体での導入に関しましては、今後、国からの指針、また他の自治体の動向も踏まえまして、

技術的にも、また制度的にもいろんな課題がございます関係上、それらをクリアすることができるのか否かも含めて慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。

6 番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 1 時 4 6 分